

質問書に対する回答

(件名) 横浜横須賀道路 可変式道路情報板設備更新工事

No.	質問箇所	質問事項	質問回答
1	特記仕様書P-14	1-18残存物件の取扱について 1-18-1において別途支払いを行わないと記載がありますがLEDモジュール等の取り外しに掛る労務費は「機器製作費」の項目において計上すればよろしいでしょうか。	LEDモジュール等の取り外しにかかる労務費は「機器撤去工」に含まれます。
2	特記仕様書P-15	1-21交通規制に関する事項について 特記仕様書PDF頁番号 P57から規制形態について添付されていますが、後尾警戒車が必要な路線は、「横浜横須賀道路」のみでよろしいでしょうか。また台数は「1台」で「助手」が必要であると考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書に記載のとおり、後尾警戒車が必要な路線は「横浜横須賀道路」のみとなります。また台数は「1台」となりますが、「助手」は任意となります。
3	特記仕様書P-26	3-1可変式道路情報板設備(1)支柱・梁柱②防錆におきまして、溶融亜鉛メッキ仕上げと記載がありますが、図面XJ-03 XJ-04(I 型支柱)には塗装する場合は、ポリウレタン樹脂塗装仕上げと記載があります。その他支柱(門型・レーザー式車両検知器)には記載がありません。各支柱における表面処理につきましてお教え願います。	特記仕様書に記載のとおり、塗装は指定していないため、ポリウレタン樹脂塗装仕上げは行いません。その他支柱の表面処理については、特記仕様書、設計図および標準仕様書の記載のとおりです。
4	金抜設計書C-1 内訳番号6015	建柱工・・・(標識再使用)と記載がありますが、図面等の添付がありません。既設標識サイズの分かる図面または、W=〇mm H=〇mmをお教え下さい。	標識の再設置の方法は、特記仕様書4-10に記載のとおり監督員との協議の上、設計変更の対象となります。したがって、建柱工・・・(標識再使用)については、標識サイズにかかわらず設計図のとおり支柱の建柱にかかる費用としてください。
5	図面番号XJ-08 金抜設計書C-1 内訳番号7016	基礎工におきまして、設置する場所は、土工部(アスファルト等無)と考えてよろしいでしょうか。現場状況に応じ、後日変更となりますでしょうか。	土工部(アスファルト等無)にて想定しています。現場状況によって基礎が変更となる場合は、特記仕様書4-12に記載のとおり、監督員と協議の上、設計変更の対象とする場合があります。
6	図面番号XJ-04 金抜設計書C-2 内訳番号5001	支柱製作費 C-1と同じ	標識の再設置の方法・使用材料等については、特記仕様書4-10に記載のとおり監督員との協議の上、設計変更の対象となります。したがって、標識サイズにかかわらず設計図のとおり支柱製作費用としてください。
7	金抜設計書C-2 内訳番号6015	建柱工 C-1と同じ	標識の再設置の方法は、特記仕様書4-10に記載のとおり監督員との協議の上、設計変更の対象となります。したがって、建柱工・・・(標識再使用)については、標識サイズにかかわらず設計図のとおり支柱の建柱にかかる費用としてください。
8	金抜設計書C-2 内訳番号7016	基礎工 C-1と同じ	土工部(アスファルト等無)にて想定しています。現場状況によって基礎が変更となる場合は、特記仕様書4-12に記載のとおり、監督員と協議の上、設計変更の対象とする場合があります。
9	図面番号XJ-03 金抜設計書C-4	支柱製作費 C-3と同じ	標識の再設置の方法・使用材料等については、特記仕様書4-10に記載のとおり監督員との協議の上、設計変更の対象となります。したがって、標識サイズにかかわらず設計図のとおり支柱製作費用としてください。
10	図面番号XJ-04 金抜設計書C-6 内訳番号5001	支柱製作費 C-1と同じ	当該箇所に共架されている標識等はありません。
11	図面番号XJ-04 金抜設計書C-7 内訳番号5001	支柱製作費 C-1と同じ	標識の再設置の方法・使用材料等については、特記仕様書4-10に記載のとおり監督員との協議の上、設計変更の対象となります。したがって、標識サイズにかかわらず設計図のとおり支柱製作費用としてください。
12	図面番号XJ-04 金抜設計書C-7 内訳番号6015	建柱工 C-1と同じ	標識の再設置の方法は、特記仕様書4-10に記載のとおり監督員との協議の上、設計変更の対象となります。したがって、建柱工・・・(標識再使用)については、標識サイズにかかわらず設計図のとおり支柱の建柱にかかる費用としてください。

質問書に対する回答

(件名) 横浜横須賀道路 可変式道路情報板設備更新工事

No.	質問箇所	質問事項	質問回答
13	金抜設計書C-7 内訳番号7016	基礎工 C-1と同じ	土工部(アスファルト等無)にて想定しています。現場状況によって基礎が変更となる場合は、特記仕様書4-12に記載のとおり、監督員と協議の上、設計変更の対象とする場合があります。
14	金抜設計書C-17 内訳番号5001	支柱製作費 C-1と同じ	当該箇所に共架されている標識等はありません。
15	図面番号XJ-04 金抜設計書C-26 内訳番号2015	支柱撤去工・・・標識再使用ありと記載がありますが、図面等の添付がありません。既設標識サイズに分かる図面または、W=○mm H=○mmをお教え下さい。	標識の再使用の方法は、特記仕様書4-10に記載のとおり監督員との協議の上、設計変更の対象となります。したがって、支柱撤去工・・・標識再使用ありについては、標識サイズにかかわらず標準図のとおり支柱の撤去にかかる費用としてください。
16	金抜設計書C-26 内訳番号3016	基礎撤去工におきまして、撤去する場所は、土工部(アスファルト等無)と考えてよろしいでしょうか。現場状況に応じ、後日変更となりますでしょうか。また、基礎撤去図が添付されていませんが、標準図「E-07」同等と考えてよろしいでしょうか。	土工部(アスファルト等無)にて想定しています。現場状況によって基礎が変更となる場合は、特記仕様書4-12に記載のとおり、監督員と協議の上、設計変更の対象とする場合があります。撤去対象の基礎は、標準図「E-07」のとおりです。
17	金抜設計書C-27 内訳番号2015	支柱撤去工 C-26と同じ	標識の再使用の方法は、特記仕様書4-10に記載のとおり監督員との協議の上、設計変更の対象となります。したがって、支柱撤去工・・・標識再使用ありについては、標識サイズにかかわらず標準図のとおり支柱の撤去にかかる費用としてください。
18	金抜設計書C-27 内訳番号3016	基礎撤去工 C-26と同じ	土工部(アスファルト等無)にて想定しています。現場状況によって基礎が変更となる場合は、特記仕様書4-12に記載のとおり、監督員と協議の上、設計変更の対象とする場合があります。撤去対象の基礎は、標準図「E-07」のとおりです。
19	金抜設計書C-29 内訳番号2015	支柱撤去工・・・標識再使用ありと記載がありますが、図面等の添付がありません。既設標識サイズに分かる図面または、W=○mm H=○mmをお教え下さい。	標識の再使用の方法は、特記仕様書4-10に記載のとおり監督員との協議の上、設計変更の対象となります。したがって、支柱撤去工・・・標識再使用ありについては、標識サイズにかかわらず標準図のとおり支柱の撤去にかかる費用としてください。
20	金抜設計書C-31 内訳番号2015	支柱撤去工 C-26と同じ	標識の再使用の方法は、特記仕様書4-10に記載のとおり監督員との協議の上、設計変更の対象となります。したがって、支柱撤去工・・・標識再使用ありについては、標識サイズにかかわらず標準図のとおり支柱の撤去にかかる費用としてください。
21	金抜設計書C-38 内訳番号3016	基礎撤去工におきまして、基礎撤去図が添付されていませんが、設計図「XJ-16」同等と考えてよろしいでしょうか。	設計図「XJ-16」平場部の基礎を想定しています。現場状況によって撤去数量や作業内容の増減が生じる場合は、特記仕様書4-12に記載のとおり、監督員と協議の上、設計変更の対象とする場合があります。
22	金抜設計書C-39 内訳番号5016	基礎撤去工におきまして、基礎撤去図が添付されていませんが、設計図「XJ-26」同等と考えてよろしいでしょうか。	設計図「XJ-26」の基礎を想定しています。現場状況によって撤去数量や作業内容の増減が生じる場合は、特記仕様書4-12に記載のとおり、監督員と協議の上、設計変更の対象とする場合があります。
23	金抜設計書C-40 内訳番号3016	基礎撤去工におきまして、基礎撤去図が添付されていませんが、設計図「XJ-16」同等と考えてよろしいでしょうか。	設計図「XJ-16」平場部の基礎を想定しています。現場状況によって撤去数量や作業内容の増減が生じる場合は、特記仕様書4-12に記載のとおり、監督員と協議の上、設計変更の対象とする場合があります。
24	図面番号KI-11 金抜設計書C-62 内訳番号11007	接続工 M-J-2につきまして、接続点は「メカニカルクロージャ」と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。

質問書に対する回答

(件名) 横浜横須賀道路 可変式道路情報板設備更新工事

No.	質問箇所	質問事項	質問回答
25	図面番号KI-12、13 金抜設計書C-63 内訳番号13007	接続工 M-J-2につきまして、接続点は「メカニカルクロージャ」と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
26	図面番号KI-14 金抜設計書C-64 内訳番号11007	接続工 M-J-2につきまして、接続点は「メカニカルクロージャ」と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
27	図面番号KI-15 金抜設計書C-65 内訳番号12007	接続工 M-J-2につきまして、接続点は「メカニカルクロージャ」と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
28	図面番号KI-16 金抜設計書C-66 内訳番号17007	接続工 M-J-2につきまして、接続点は「メカニカルクロージャ」と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
29	図面番号KJ-32、KS-02	京浜管理事務所 3F新通信機械室に設置する監視制御盤(速度規制)と仮設警察分駐隊事務室に設置する操作盤ⅡはLANケーブル(付属ケーブル)で接続すると想定していますが、同一の建屋内という事でよろしいでしょうか？異なる建屋の場合は配線接続図をお教えてください。	監視制御盤と操作盤Ⅱの間は、特記仕様書3-2-4に記載のとおり対向するモデムでの接続となるため、付属ケーブルはこれに準じたものを選定願います。 監視制御盤(速度規制)を設置する3F新通信機械室及び操作盤Ⅱを設置する仮設警察分駐隊事務室は異なる建屋になります。 ただし、本工事における該当設備の配線は、設計図のとおり建屋内の端子盤までとなり、3F新通信機械室～仮設警察分駐隊事務室間の配線は別途工事となります。
30	図面番号KJ-17 金抜設計書C-24	長浜TN 釜利谷方面 D型情報板の門型支柱ですが、基礎工の数量が2となっておりますが、左側が擁壁となっており、基礎が入る余地が無いように思われます。特記仕様書P17の1-26追加工事等(c)に記載されている横浜横須賀道路(上り)2.3KP門型支柱と同様に形状の変更を行う場合があり、協議の上、設計変更の対象とすると考えてよろしいでしょうか？	設計図「XJ-16」平場部の基礎で、金抜設計書に記載のとおり数量2を想定しています。現場状況によって撤去数量や作業内容の増減が生じる場合は、設計変更の対象となります。
31	図面番号KJ-18 金抜設計書C-21	釜利谷JCT上り線 JS型情報板について、図面番号KJ-18では付属ケーブルの配線用にSC25が新設されることになっていますが、金抜設計書C-21では配管の数量がありません。設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか？	付属ケーブルに含むものとし、「機器製作費 JS型情報板 門型支柱取付型」に含みます。
32	図面番号KJ-23、24 金抜設計書C-14	今井ICの光ケーブルですが、成端及び試験が計上されていません。設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか？	成端にかかる費用については、メディアコンバータの据付費に含みます。また、試験費用については試験調整工に含みます。
33	図面番号KJ-13、26 金抜設計書C-15、16、18	戸塚TBの光ケーブルですが、成端及び試験が計上されていません。設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか？	成端にかかる費用については、メディアコンバータの据付費に含みます。また、試験費用については試験調整工に含みます。